松山出張所 北九州出張所 佐賀出張所 長崎出張所 対馬出張所 熊本出張所 大分出張所 宮崎出張所 鹿児島出張所			
仙台空港出張所 広島空港出張所 博多港出張所	首席審査官	第七条第一項第一号から第十二号まで及び第十六号から第三十七号までに掲げる事務	
	当該出張所の職員で局長が指定するもの	一　［略］ 二　第八条第一項第二号から第四号まで、第十二号、第十三号及び第十五号から第十九号までに掲げる事務	
さいたま出張所 千葉出張所 松戸出張所 新宿出張所 立川出張所	［略］		
	当該出張所の職員で局長が指定するもの	一　［略］ 二　第八条第一項第一号から第三号まで及び第十号から第十九号までに掲げる事務	
その他の出張所	当該出張所の職員で局長が指定するもの	一　［略］ 二　第七条第一項各号に掲げる事務（出張所長が主任審査官に指定されていない出張所においては、同項第二十一号から第二十五号までに掲げる事務を除く。） 三　第八条第一項第二号から第四号まで、第十二号、第十三号、第十五号から第十九号までに掲げる事務	

2　［略］

松山出張所 北九州出張所 佐賀出張所 長崎出張所 対馬出張所 熊本出張所 大分出張所 宮崎出張所 鹿児島出張所			
仙台空港出張所 広島空港出張所 博多港出張所	首席審査官	第七条第一項第一号から第十二号まで及び第十六号から第三十二号までに掲げる事務	
	当該出張所の職員で局長が指定するもの	一　［同上］ 二　第八条第一項第二号から第四号まで、第十二号、第十三号及び第十五号から第十七号までに掲げる事務	
さいたま出張所 千葉出張所 松戸出張所 新宿出張所 立川出張所	［同上］		
	当該出張所の職員で局長が指定するもの	一　［同上］ 二　第八条第一項第一号から第三号まで及び第十号から第十七号までに掲げる事務	
その他の出張所	当該出張所の職員で局長が指定するもの	一　［同上］ 二　第七条第一項各号に掲げる事務（出張所長が主任審査官に指定されていない出張所においては、同項第二十一号及び第二十二号に掲げる事務を除く。） 三　第八条第一項第二号から第四号まで、第十二号、第十三号、第十五号から第十七号までに掲げる事務	

2　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和六年六月十日から施行する。